

田原市行政改革推進委員会の 会議の運営等について

- (1) 田原市行政改革推進委員会設置条例・・・・・・・・・・ 1
- (2) 田原市行政改革推進委員会会議運営規程・・・・・・・・ 2
- (3) 田原市行政改革推進委員会会議関係資料の公開事務取扱要領・ 5
- (4) 第2次行政改革大綱の策定体制（案）・・・・・・・・・・ 6
- (5) 行政改革推進委員会検討スケジュール（案）・・・・・・ 7
- (6) 田原市行政改革推進委員会研究会設置要綱（案）・・・・ 9

田原市行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、田原市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、田原市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月22日条例第54号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

田原市行政改革推進委員会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田原市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年田原町条例第12号)第7条の規定に基づき、田原市行政改革推進委員会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。
2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議に努めるものとする。
3 会議は、計画的に開催するものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。
2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
3 議長は、会議の開会に当たり、会議録に署名する委員(以下「会議録署名委員」という。)1人を指名するものとする。
4 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行及び表決)

第5条 会議の議事は、議長及び出席委員の全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の過半数の賛成をもって決するものとする。

(意見等の聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
2 議長は、市長その他議案に関係のある市の職員等を会議に出席させ、議案等について説明させることができる。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(別記様式)を調製するものとする。
(1) 開催の日時及び場所
(2) 出席者及び欠席者の氏名
(3) 会議事項
(4) 会議経過(議事の要旨)
(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

- 3 作成した会議録は、会議録署名委員の確認の後、署名を受け、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、会議録署名委員が確認し、署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日後に議長が定める方法により行うものとする。

(傍聴及び非公開)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

- 2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 傍聴人は、前項の受付順により決するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の制限)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて田原市行政改革推進委員会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、第9条第2項の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(規律)

第17条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となるような言動をしてはならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年10月30日から施行する。

田原市行政改革推進委員会会議関係資料の公開事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会議に関する資料を公開することにより、委員会の活動状況を広く住民に周知するとともに、その関心を高めることを目的とする。

(会議関係資料の公開)

第2条 委員会の会議に関する資料の公開は、次の方法において行うものとする。

- (1) 委員会の事務局及び情報広場における資料の閲覧及び写しの交付
- (2) 田原市ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 委員会の会議に関する資料は、会議開催日以後（会議録にあつては当該会議録が確定した日以後）に公開するものとする。ただし、田原市行政改革推進委員会会議運営規程（平成15年田原市訓令第17号）第9条第1項ただし書の規定を適用し、会議を公開しないこととした場合は、これに係る部分は公開しないものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、委員会の会議に関する資料の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

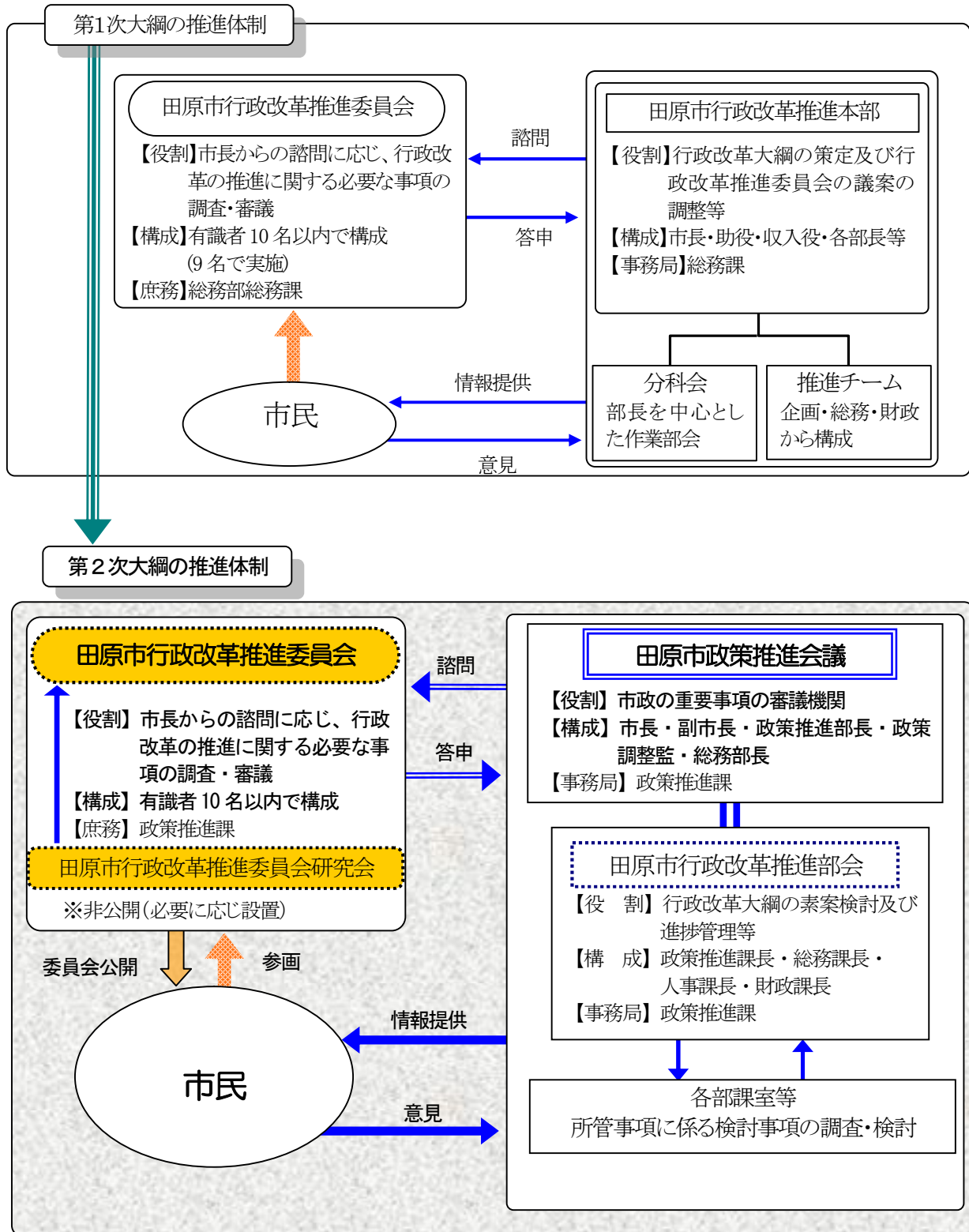
附 則

この要領は、平成15年10月30日から施行する。

第2次行政改革大綱の策定体制（案）

第2次行政改革大綱の策定体制にあたっては、田原市行政改革推進委員会を中心に実施します。また、必要に応じて田原市行政改革推進委員会研究会を設置するものとします。

なお、庁内の推進体制については、従来の行政改革本部員会議体制に代わり、政策推進会議を活用するものとします。



行政改革推進委員会検討スケジュール(案)

◆行政改革推進会議：5月、10月、12月開催 → 原則公開とします。

◆行政改革推進会議研究会：6月、8月・11月(必要に応じて開催) → 非公開とします。

【第1回推進会議】(5月19日)

審議内容	田原市の現状把握及び行政改革大綱の進捗状況を確認
	<ul style="list-style-type: none">○ 行政改革推進委員の委嘱○ 田原市行政改革大綱の進捗状況○ 改革方針の提案○ 意見交換

【第1回研究会】(6月30日)

研究内容	課題の抽出、個別課題の検討等
	○市民サービスの課題、市役所内部の課題について意見交換

【第2回研究会】(8月中旬)

研究内容	個別課題の検討等(必要に応じて開催)
	○個別課題について意見交換

【第2回推進会議】(10月初旬)


審議内容	改革プランの検討等(中間とりまとめ)
	○ 答申案の検討

【第3回研究会】(11月中旬)


研究内容	個別プランの確認・修正(必要に応じて開催)
	○答申案について意見交換

【第3回推進会議】(12月初旬)

審議内容	市長への答申
	○ 市長への答申

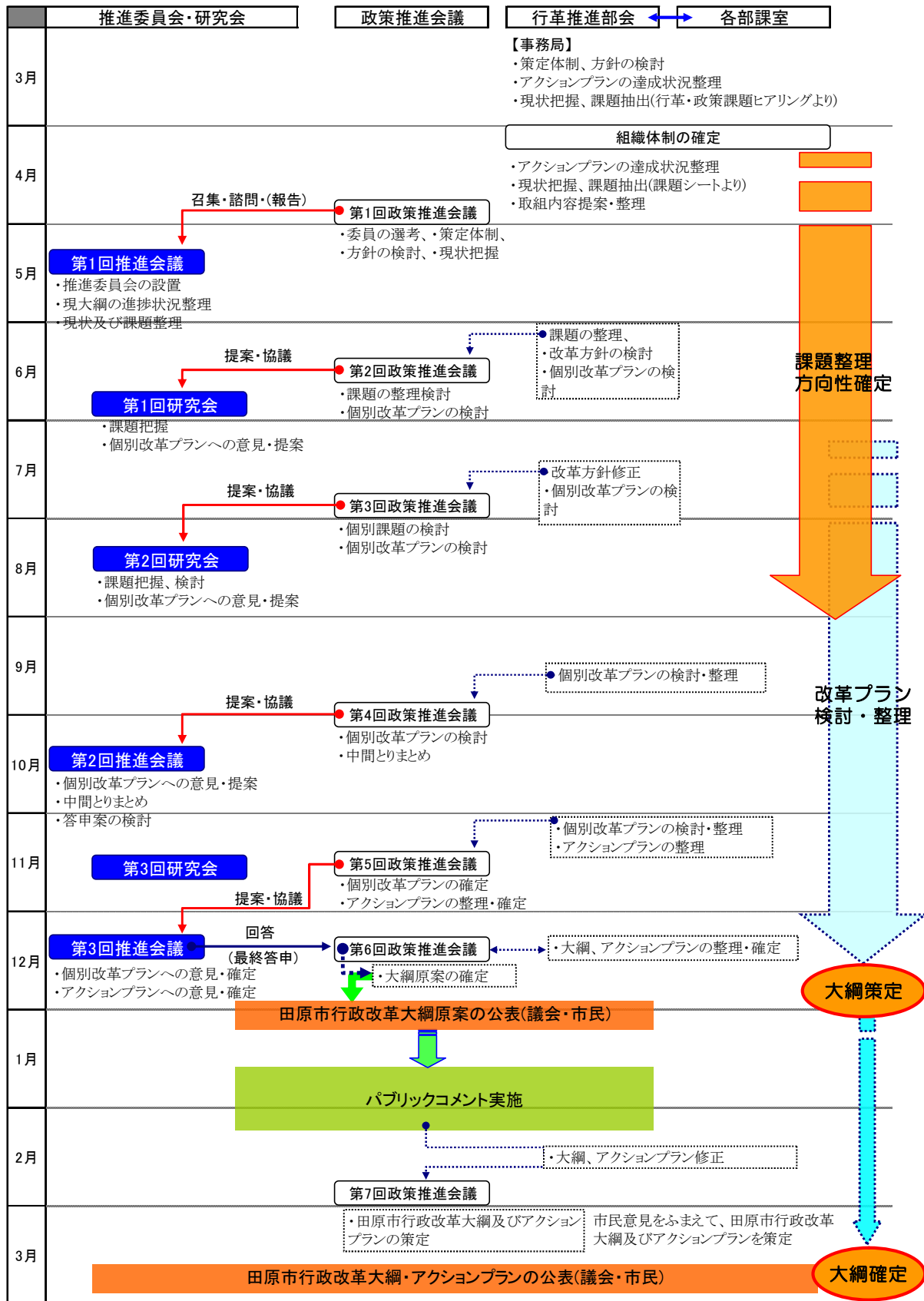


パブリックコメント (1月中旬～3月上旬)



田原市行政改革大綱 公表(3月末)

行政改革推進委員会検討スケジュール詳細（案）



田原市行政改革推進委員会研究会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、田原市行政改革推進委員会会議運営規程第18条に基づき、田原市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会議をより効果的かつ効率的に運営するため、田原市行政改革推進委員会研究会（以下「研究会」という。）の設置及び研究会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 研究会は、委員会の研究組織として、田原市の行政改革の推進について必要な調査研究を行う。

（組織）

第3条 研究会は、委員会委員10人をもって組織する。

（会長）

第4条 研究会に会長を置き、委員会会長がこの職を兼ねる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ研究会に職務代理者を置き、委員会職務代理者がこの職を兼ねる。

（運営）

第5条 研究会は、必要に応じ開催するものとし、会長が招集する。

2 研究会は、原則として非公開とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し研究会に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

（報告及び連絡調整）

第6条 研究会は、必要に応じて検討状況等を委員会に報告する。

（庶務）

第7条 研究会の庶務は、政策推進課にて処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議運営等に必要な事項は会長が研究会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月 日から施行する。